

大阪市環境影響評価専門委員会（全体会）会議録

1 日 時 令和8年4月24日（金）16時00分～17時13分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者 専門委員会委員： 貫上 佳則 会長 藤田 香 会長職務代理

荒木 修 委員 魚島 純一 委員

梅宮 典子 委員 岡崎 純子 委員

亀甲 武志 委員 木元 小百合委員

竹村 明久 委員 花嶋 温子 委員

松井 孝典 委員 山口 弘純 委員

山本 浩平 委員

事業者：

株式会社中山製鋼所

一般財団法人日本気象協会関西支社

大阪港湾局

株式会社建設技術研究所

本市：

環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：

環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

(1) （仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響
評価準備書について（諮問）

(2) 咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書について（諮問）

5 議事録

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、事務局の横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日、WEBでご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

貫上会長でございます。

藤田会長職務代理でございます。

荒木委員でございます。

魚島委員でございます。

梅宮委員でございます。

岡崎委員でございます。

亀甲委員でございます。

木元委員でございます。

竹村委員でございます。

花嶋委員でございます。

松井委員でございます。

山口委員でございます。

山本委員でございます。

以上 13 名の委員にご出席をいただいております、大阪市環境影響評価専門委員会規則第 5 条第 2 項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお映像と音声により委員ご本人であること、また、委員間で映像と音声が即時に伝わることを貫上会長にもご確認いただいております。続きまして本市からの出席者をご紹介します。

環境局長の井原、環境局理事兼エネルギー政策室長の井上、環境管理部長の金子、環境影響評価連絡会の 6 部局から関係課長が出席しております。また議題 1 でご審議いただく「(仮称) 中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書」の説明者として、株式会社中山製鋼所、一般財団法人日本気象協会関西支社の各ご担当様にもご出席いただいております。なお、後ほど議題 2 でご審議いただきます「咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書」の説明者として、大阪港湾局及び株式会社建設技術研究所様にもご出席いただく予定となっております。

それでは開会にあたりまして、大阪市環境局長の井原より、ごあいさつを申し上げます。

【環境局長】 環境局長の井原でございます。大阪市環境影響評価専門委員会の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の環境施策の推進にご協力をいただきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。本市では、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしまして、各種環境施策に取り組んでいるところでございます。昨年度は、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）第3版」及び「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定するとともに、本委員会でのご審議を踏まえ「環境影響評価技術指針」の改定をいたしました。今後とも環境施策の取り組みを一層推進してまいります。

さて本日は、2件の環境影響評価準備書について諮問をさせていただき、ご審議をいただくこととしております。

はじめに、「(仮称)中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書」についてでございますが、本事業は鋼材の生産能力の向上等を目的に、処理能力を増強した新たな電気炉等の設備を新設するものでございます。

次に、「咲洲東地区埋立事業 環境影響評価準備書」についてでございますが、本事業は大阪港における大型物流施設の立地需要の高まりを踏まえまして、流通施設用地の造成を図ることを目的に、公有水面の埋立てを行うものでございます。

委員の皆様には、限られたお時間の中でのご審議となりますが、これらの事業の実施にあたり、環境の保全及び創造について適正な配慮がなされるよう、専門的なお立場からご審議を賜りますよう、お願いをいたしまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 続きまして、本日配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。次第、議題1及び議題2のそれぞれに関して、「諮問文、事業者説明用パワーポイント資料、事前に郵送にてお送りしております準備書、準備書の要約書」「部会構成、本委員会の名簿、規則」でございます。なお、ご出席の皆様におかれましては、ご発言いただくとき以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。ご発言いただく際には、冒頭にお名前をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。貫上会長、よろしくお願いいたします。

【貫上会長】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の議題でございますけれども、先ほどご紹介がありましたように中山製鋼所と、咲洲東地区埋立事業についての審議となっております。諮問を受けた後、それぞれの事業者さんからのご説明を受け、実際には各部会に分かれて、審議をいただくということになりますので、その辺のところのご説明を事務局の方からしていただくということで進める形になるかと思います。

それでは、大阪市から2つの案件の諮問を受けるということで始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、まず初めに「(仮称)中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書」について、諮問をさせていただきます。井原局長お願いいたします。

【環境局長】 はい、よろしくお願いいたします。令和8年4月24日、大阪市環境影響評価専門委員会会長貫上佳則様、大阪市長横山英幸、(仮称)中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書について(諮問)、標題について、大阪市環境影響評価条例第20条第2項の規定により、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門委員会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、「咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書」について、諮問をさせていただきます。井原局長、お願いいたします。

【環境局長】 はい。令和8年4月24日、大阪市環境影響評価専門委員会会長貫上佳則様、大阪市長横山英幸、咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書について(諮問)、標題について、大阪市環境影響評価条例第20条第2項の規定により、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門委員会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。なお、井原局長、井上理事につきましては、公務のため退席をさせていただきます。

それでは引き続き、貫上会長に議事の進行をお願いいたします。

【貫上会長】 はい。それではただいま、市長様から 2 件の諮問をお受けしましたので、委員の皆様方はこれからご検討をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず最初の(仮称)中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の内容につきまして、事業者の皆様方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】 それでは、(仮称)中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の概要についてご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。限られた時間になりますので、ポイントのみの説明をしていきます。

まず事業の種類ですけれども、本事業は、大阪市環境影響評価条例の工場又は事業場に該当しますので、大阪市の条例に基づき、手続きを実施しております。

名称は新製鋼施設の建設事業で、大気汚染防止法に規定しているばい煙発生施設の新設の事業となります。事業の概要についてご説明いたします。当社は鉄鋼製品の製造販売をしております。主な製造工程ですけれども、右上の写真にあります鉄スクラップを原料としまして、電気炉で溶解し、LF、連铸を経て、スラブと呼ばれる粗鋼を製造します。真ん中にあります次工程の熱延工場で製品に仕上げて、スクラップのリサイクルを行っております。下の写真は代表的な製品になります。今回の事業につきましては、左上に赤で囲っております、電気炉工場のところの一連の施設を新設するものでございます。ばい煙発生施設につきましては電気炉と LF が該当します。

こちらは自社で使用している粗鋼の電気炉鋼比率の推移を示しております。本事業では温室効果ガスの CO₂ 排出量が高転炉鋼よりも少ない電気炉鋼の比率を高めることで、地球温暖化抑制に努める計画です。2030 年度の電気炉鋼比率は、83.1 パーセントを計画しております。

こちらの表は自社のサプライチェーンを含めた 2013 年度と 2030 年度の CO₂ 排出量の内訳を示します。一番下の合計をご覧ください。2013 年度で 2053.3 キロトン CO₂ を排出しております。こちらを 2030 年度に 1108.8 キロトン CO₂ とし、46 パーセント削減する計画としております。こちらは表の一番上になりますけれども、自社の電気炉鋼としては生産が増えますので CO₂ 排出量は増えるのですが、生産した分によって購入している高転炉鋼を減らすことで全体の CO₂ の排出を減らすという計画にしております。

次に事業の規模と施設の概要です。左が現状で右が将来ということで今回の事業計画に

なります。上から2番目の処理能力ですけれども、電気炉の現状が100トンパーアワー、LFが75トンパーアワーのものを新施設では電気炉、LFとも215トンパーアワーとし、生産量を高める計画としております。

こちらは使用燃料と排出ガス量ですが、それぞれ増える計画になっております。下から2番目の排出量ですが、現状間接冷却水として河川水を使用していますが、将来につきましては使用しない計画としております。一番下の主な設備ですけれどもスクラップヤードですが、現状スクラップを屋外で保管していますが、将来につきましては建屋を設置しまして屋内保管する計画としております。

こちらが事業計画の位置になります。真ん中の少し色がついている部分が中山製鋼所船町工場の敷地になります。現在電気炉で生産している範囲が赤の点線で示している範囲です。今回の事業計画につきましてはその右側の黒い斜線を引いている部分になります。先ほど示した事業計画地を拡大したものです。上が北側になりまして、北側からスクラップヤード、電気炉、LF、連铸機、铸片置場と、製鋼施設と一連の設備をこのように配置する計画としております。

こちらは建屋の規模になります。こちら平面図でして一番上のスクラップヤード、これが東西方向で130メートル、スクラップヤードから連铸機まで、南北方向に261メートルの建屋を計画しております。

こちらは今の断面図になります。真ん中の電気炉が入る建屋、これが一番高くなっておりまして、約43メートルを計画しております。

こちらが設備のフローになります。真ん中の原料の流れですけれども、スクラップを台車に乗せまして電気炉に投入します。溶解した鋼を取鍋へ出鋼しましてLFで製錬、連铸機で成形してスラブを製造します。今回計画しています電気炉のスクラップ投入から溶鋼を排出するところまで動画がありますのでそちらをお見せいたします。スクラップを積んだ台車が電気炉の上まで上がっていきます。電気炉にシャフトと呼ばれる部分がありまして、そちらの方にまずスクラップを投入します。シャフト上部の蓋が閉まると中の扉が開いてシャフト下部に入ります。次に電気炉の内部をお見せします。先ほど投入したスクラップですけれども、電気炉の熱を利用して予熱されまして徐々に溶解していくという構造になっております。次に溶けた鋼を取鍋に移すところをお見せします。電気炉本体が傾動しまして排出できる形を作ります。溶鋼の排出を完了すると元の状態に戻るということで、これを繰り返す形になります。

次に排気フローについてご説明いたします。電気炉で発生しましたガスは真ん中の燃焼室に入ります。こちらのバーナで燃焼させまして、ダイオキシン類の分解と悪臭となる物質を消失させます。その後、水スプレーで急冷を行い、ダイオキシン類の再合成を防止し、集塵設備でばいじんや重金属を捕集した後に、排出基準を満たしたガスを煙突から放散する計画としております。

こちらは水のフローになります。将来の水使用フローをご覧ください。生産で使用する工業用水は構内に水処理設備を設置しまして、循環使用を行います。これによって公共用水域への排水はしないということをしております。生活に使います上水につきましては、排水基準を満たす浄化槽を通しまして、こちらの方は公共用水域に排水する計画としております。

こちらが排水口の位置になります。左が現状の排水口位置です。将来の計画につきましては事業計画地が変わりますので事業計画地に近いところからの排水計画としております。

こちらは供用時の車両の主要な走行ルートになります。当社のアクセスは、北側の木津川運河を渡る橋と、南側の木津川を渡る橋、この2つになっておりますので現状とルートに関しては大きく変わりません。ただ生産が増える分、スクラップの搬入車両が増えますので、こちらは入構する時間を分散させることや、現在実施している守衛による受付を自動化するシステムなどを整えて、車列渋滞を防止する計画としております。

こちらが事業計画地の現状になります。左が北西部、右が北東から東部ということで、概ね建物についてはございません。

次に中央部分になりますけれど、西側に今休止しています発電所があります。右側が南部になりますが、倉庫が残っておりますのでこちらは解体する予定になっております。

あと左側南西部、今駐車場で使用しておりますけれどもこちらも概ね更地になっております。右側は事業計画地の間に公道がありますのでそちらの風景を撮ったものでございます。

工事の日程ですけれども、解体工事から試運転まで総合で43ヶ月を計画しております。現在進めております環境影響評価、これが順調に進めば、生産開始となるのが2030年の夏頃を計画しております。

それでは説明者を交代して環境影響評価結果について説明いたします。

各予測項目について現地調査の結果、予測条件を踏まえて、施設利用時及び工事中における影響を予測し評価を行っています。

本事業で選定した環境影響評価項目はこちらの7項目になります。

ここからは23ページから25ページまで順に大気質、騒音・振動・低周波音、悪臭の現地調査地点をお示ししております。

次に26ページから28ページに大気質、騒音・振動・低周波音、景観の予測地点をお示しました。

大気質について環境影響要因として選定した項目はご覧のとおりです。

こちらは施設の供用より発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の予測結果です。同じくダイオキシン類、水銀、ニッケル、マンガンの予測結果を示しております。

次に、施設の供用により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の特殊条件下での予測結果です。

こちらは施設関連車両の走行により発生する二酸化窒素の予測結果です。

同じく浮遊粒子状物質の予測結果です。

続いて、建設機械の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の予測結果です。

こちらは、工事中の工事関連車両の走行により発生する二酸化窒素の予測結果です。

こちらは、同じく浮遊粒子状物質の予測結果です。

ここまで、30ページから37ページの大気質に関するいずれの予測結果につきましても、環境保全目標値を満足すると予測されております。

土壌の環境影響要因としましては、建設・解体工事中の土地の改変を選定しました。建設工事に伴って発生する濁水等につきましては、法令等に定める基準を満たしていることを確認した後に既設の排水口から排出する計画で、汚染した水が拡散することはないと予測されています。また、建設工事で発生し、場外処理が必要な汚染土壌については、法令等に準拠し、適正に処理します。

騒音・振動・低周波音についての環境影響要因は、ご覧のとおりです。

こちらは、施設の供用に伴う敷地境界での騒音の予測結果です。

同じく、周辺の一般環境地点での騒音の予測結果です。施設の供用に伴う騒音は、ほとんどの地点・時間区分で環境保全目標値を満足すると予測されました。1か所、一般環境1の平日の夜間について環境基準を上回っておりますが、これについては現況値の段階で上回っており、本事業の影響による増加がないという状況ですので、本事業の影響は軽微であると考えております。

こちらは、施設の供用に伴う敷地境界での振動の予測結果です。

同じく、一般環境地点での振動の予測結果です。施設の供用に伴う振動は、いずれの地点・時間区分についても環境保全目標値を満足すると予測されました。

同様に、施設の供用に伴う低周波音の予測結果です。こちら、いずれの地点・時間区分についても心身に係る苦情に関する参考値を下回ると予測されました。

次に、施設関連車両の走行に伴う沿道地点での騒音の予測結果です。

同じく、振動の予測結果です。施設関連車両の走行に伴う騒音・振動の予測結果については、いずれの地点・時間区分についても環境保全目標値を満足すると予測されました。

次に、工事の実施に伴う建設機械の稼働による騒音の予測結果です。

同じく、振動の予測結果です。こちらについても、いずれの地点・時間区分についても環境保全目標値を満足すると予測されました。

次に、工事関連車両の走行に伴う沿道の予測結果です。こちら、騒音と振動のどちらについても環境保全目標値を満足すると予測されました。

次に、悪臭についてですけれども、施設の供用を選定しました。

こちらは、特殊条件下での予測結果ですけれども、環境保全目標値を満足すると予測されました。

廃棄物・残土については、施設の供用と土地の改変を選定しております。

施設の供用に伴う廃棄物の予測結果、工事中に発生する廃棄物の予測結果を示します。産業廃棄物の発生量はご覧のとおりですけれども、産業廃棄物のうち、鉋さい、耐火物レンガ、汚泥、廃油、油泥については100パーセントリサイクルします。また、ばいじんの40パーセントは亜鉛として回収してリサイクルします。一般廃棄物につきましてもしっかりと分別を行い、リサイクル可能品目は再利用できるように努めます。工事中に発生する廃棄物については、下に出しているとおりですけれども、リサイクル可能となるように分別を実施していきます。工事によるコンクリート塊は可能な限り破碎して造成工事で構内使用し、掘削残土は大半を造成工事で構内利用する計画としています。

次に、地球環境ですけれども、環境影響要因としては施設の供用を選定しています。施設の稼働に伴うCO₂の排出量はご覧のとおりです。新設するスクラップヤードの屋根に太陽光パネルを設置して、発電した電力を自社で使用することでCO₂排出量の増加を抑制します。

景観については、建物の存在を選定しました。

いずれの景観地点からも周辺の景観環境と一体的な景観をなしており、臨海地域の工場景観として違和感はないと予測されています。

また、こちらも水辺の工場景観として違和感はないと予測されています。大船橋からの景観の予測結果について、ここだけのごく近傍の眺望地点であることから、新設工場のボリュームが大きくなると予測されています。しかし、こちらの地点から北側 200 メートルほど離れた住宅地域に面するところでは標高が 5 メートル程度低くなっているとして、ほかの建物もあり、新設工場が視認できなくなることから、事業計画地北側の周辺地域への景観変化の程度は大きくないと予測しています。

こちら、遠景からの景観ですけれども、ごく一部視認できる程度であり、影響は大きくないものと予測されます。

以上、環境影響評価対象の 7 項目については、いずれについても環境保全目標を満足するものと予測されました。

最後に、事後調査の方針ですけれども、工事中の事後調査については、こちらの 5 項目について確認を行います。

施設供用時の事後調査については、こちらの 7 項目について確認を行います。

環境影響評価結果の説明としては以上となります。

【貫上会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてご意見をいただきたいところですが、まず欠席された委員の方からは事前に何かご質問とかございましたでしょうか。事務局のほうで、もし聞かれておられたらご報告いただけたらと思います。

【事務局】 事務局の三原でございます。特に欠席委員からご意見、ご質問等は承っておりません。よろしくお願いします。

【貫上会長】 はい、ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様方から、現段階で何か、事業者がいらっしゃいますので、ご質問がございましたらお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。直接ご発言いただいても結構ですので、ございましたらご発言ください。特段よろしいでしょうか。

私のほうから 1 点だけ。CO₂ の発生量の話をお先ほどプレゼンでもあったかと思いますし、

準備書のほうでもグラフでお示しいただいたと思います。たしか、船町工場の CO₂ の排出量云々というのがあるんですけども、これまでの従来の高炉、転炉から電気炉のほうに切り替えることによって、かなり CO₂ 発生量が減るというような絵になっておりますけど、この CO₂ の発生量というのは、御社での製鋼事業をするに当たって、事業設定時のという話であって、例えば電気とかコークスとかは、転炉とか高炉にはたくさん使われると思いますが、電気の発電時などの CO₂ 発生量が入っていないという認識でよろしいでしょうか。

【事業者】 以前、高炉があって、現状の製鋼設備としては電気炉しかございません。ですので電気炉鋼と高転炉鋼というのは併用しているんですけども、自社で作っているのは電気炉鋼のみ、高転炉鋼というのは、今現在購入しているものになります。

ですので、ここにカウントしていますのは、この表でいきますと一番上の Scope 1、2 は、自社の Scope 1、2 で自社の生産。これについては、先ほど説明しましたように量は増えますので、その分の CO₂ 排出量は増えます。

購入している分については Scope 3 というカウントで、この高転炉鋼というのが CO₂ の排出量が電気炉鋼と比べると多いので、その分、入れ替えるとかなり減るというような計画になっています。

【貫上会長】 だから、これは先ほど申し上げたように、事業の製鋼時の排出量という認識でよろしいですね。

【事業者】 Scope 3 は他社で発生している分になります。

【貫上会長】 Scope 3 のほうは、プラスオンなんですね。はい、分かりました。

ほか、委員の方、いかがでしょうか。

はい、松井委員どうぞご発言ください。

【松井委員】 手を挙げさせていただきました、松井と申します。

【松井委員】 騒音が担当なので、スライド 24 を見せていただいて。

この辺あまり通ることがなく、土地勘がなく、少しお伺いしたいです。事業計画地の真ん中に敷地境界の北と南があって、そこから北方向に 500 メートル行ったところで一般環境 3、西方向に 1 キロ以上行ったところで一般環境 1 とか、南のほうを約 1 キロ近く離れたところで騒音を測られているんですが、これは、事業対象地から周辺にはもう工場のようなものしかなくて、これぐらい離れないと保護対象となるような住宅等が現れないという理解でよろしいですか。

【事業者】 こちら、事業計画地及び周辺はほとんど工業専用地域になっていまして、沿道環境のところも、例えば沿道環境の 2 の辺りも周りは工業専用地域なんですけど、この辺りだけ少し評価になるような、環境基準があるような地域になっているところで設定しております。一般環境については、工業専用地域から外れるところで最寄りの住宅地域とかがある公園を選定しております。

【松井委員】 分かりました。ありがとうございます。

かなりそういう住宅地が事業対象地から距離があってっていうのが理解できましたので、ありがとうございました。

【貫上会長】 はい、松井委員、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事業の皆様方、ありがとうございました。

今後は各部会に分かれて、それぞれの見地から審議をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【司会】 それでは、事業者の皆様にご退席いただきますので、少々お待ちください。

それでは、咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の事業者の準備が整いましたので、貫上会長、よろしく願いいたします。

【貫上会長】 はい、それでは、議題 2 に入りたいと思います。

咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の内容ということで、事業者の方、よろしくお願ひします。

【事業者】 はい、私、大阪港湾局、開発調整課臨港地区事業調整担当課長代理の津島と申します。よろしくお願いします。

まず、私からは、初めに事業対象である咲洲東地区埋立事業の概要についてご説明させていただきます。

大阪港における輸入木材の取扱いについては、原木の輸入量が激減してきている反面、木材の製造化進展により輸入製材量が急増し、製材化率が飛躍的に伸びてきています。このため、陸上での製材取扱い用地が不足してきているほか、金属・木材などを取り扱う外貿不定期船については水深マイナス 13 メートルを必要とするものが入港しており、外貿船の大型化が進展している状況で、これら船舶が接岸できる岸壁及び貨物取扱い用地の整備が必要となっています。また、近年の物販系分野の電子商取引市場規模の増加などを背景に、大阪港において貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設の立地需要が高まっていることから、それらが立地可能な流通施設用地の整備が必要となっています。本事業は、このような大型物流施設の立地需要の高まりを踏まえ、それらが立地可能な流通施設用地の造成を図ることを目的に、平成 9 年 3 月の港湾審議会を経た港湾計画において位置づけられた本事業の埋立面積を約 25 ヘクタールから約 35 ヘクタールに拡張するものです。埋立後の土地の利用については、ふ頭用地 5.6 ヘクタール、港湾関連用地 26.5 ヘクタール、交通機能用地 2.7 ヘクタール等を整備するための用地として活用する計画となっております。

事業開始予定時期につきましては、当初計画から変更がない北側護岸及び東側護岸の一部及び今回追加する区域の護岸工事は令和 10 年度に工事予定です。護岸工事の完了後、埋立てなどを実施し、その後基盤整備を行い、令和 26 年度から供用を開始する予定です。

建設工事に際し、周辺地域における環境保全と安全性に留意し、周辺環境への影響等を極力低減するため、適切な建設工法の採用に努めます。また、工事関連車両の運行に当たっては、走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底を行い、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路や高速道路利用を優先します。

追加で事業を実施する区域については、今後、公有水面埋立免許を取得し、護岸工事、埋立工事、上下水道や道路などの基盤整備工事を実施する予定です。

建設工事の主な施工順序ですが、床掘りから始まり、護岸工事を据えつけるための地盤改良を施工した後に護岸本体を据えつけます。次に、護岸本体の背後、埋立て側に裏込めなどを投入した後に埋立工事を施工する予定となっております。

以上が事業概要の説明となります。引き続き、環境影響評価の内容について、株式会社建設技術研究所よりご説明させていただきます。

【事業者】 続きまして、環境影響評価の進め方についてご説明いたします。

本事業に係る環境影響の評価につきましては、大阪市環境影響評価条例に基づき実施しております。調査、予測、評価及び環境保全対策を検討し、準備書として取りまとめたので、ご説明させていただきます。

初めに、環境要素の現況把握と予測・評価、影響要因の抽出についてご説明いたします。環境要素の現況把握では、既存資料の収集や現地調査などにより、予測や評価を行うために必要となる自然条件や社会条件に関する情報を整理しました。次に、環境影響の予測では、埋立地の造成や工事の実施によって、環境の状態がどのように変化するかについて検討を行っております。予測を行う時期につきましては、埋立地が完成する時期や工事による影響が大きくなると想定される時期を対象としております。評価では、予測された影響が環境の保全を図っていく上で支障を及ぼすものかどうかについて、あらかじめ設定した環境保全目標に照らして検討を行い、その結果に対する見解を明らかにしております。環境保全目標につきましては、環境基本法や大阪市環境基本計画などを踏まえ、生活環境及び自然環境の保全の見地から設定しております。本事業における環境影響要因としては、施設の存在及び建設工事の2つを抽出し、それぞれについて環境への影響を予測・評価いたしました。

次に、予測評価を行う項目につきましては、大阪市の環境影響評価技術指針に示された項目のうち、本事業において予測評価が必要であると考えられるものを選定しております。具体的には、大気質、水質・底質、騒音、振動、低周波音、廃棄物・残土、水象、動物、植物、生態系、景観の計11項目について予測評価を行っております。なお、本事業は海面の埋立事業であるため、施設の利用は影響要因としておりません。

環境の現況把握は、事業計画地周辺において、既存資料調査及び現地調査により実施しております。こちらの図につきましては、大気質や水質、騒音などの調査地点になります。

こちらの図に関しましては、動物及び植物の現地調査地点となります。

ここから、各項目の環境の現況の結果をご説明いたします。

まず、大気質についてになりますが、一般環境及び沿道環境のいずれにおいても、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は全ての地点で環境基準を満たしておりました。

次に、水質についてです。生活環境項目の一部で環境基準を達成していない地点がありましたが、健康項目及びダイオキシン類につきましては、全ての地点で環境基準を満たしておりました。底質につきましては、ダイオキシン類を含む全ての項目で環境基準及び水底土砂の判定基準などを満たしておりました。

続いて、騒音についてです。環境騒音については、一部の時間帯で環境基準を超過している地点がありました。道路交通騒音は、全地点で環境基準値を下回っておりました。一方、振動及び低周波音につきましては、基準値や参照値を下回っておりました。

次に、廃棄物・残土についてです。大阪市全体の状況を踏まえて整理しております。大阪市における令和5年度の一般廃棄物排出量は87万トンであり、大阪市一般廃棄物処理基本計画に示されている目標値である84万トンまで3万トンというところでございます。令和元年度の産業廃棄物の排出量は全体で674万6,000トンであり、うち99.2パーセントが中間処理されまして、50.8パーセントの処理残さが生じ、48.5パーセントが減量化されております。

水象についてですが、事業計画地周辺の海域は埋立地や防波堤で囲まれているため、流れの弱い静穏な海域となっております。

動物についてです。陸域動物につきましては、現地調査範囲のほとんどが海域であるため、マガモやカルガモなどのカモ類ですとか、カイツブリ等の海面上を利用する鳥類が確認され、環境省レッドリストなどに指定される重要な種は13種確認されております。海域動物につきましては、大阪湾で一般的に見られる魚卵、稚仔魚、底生生物、付着生物などが確認されました。環境省レッドリスト等に指定される重要な種としては、アユ1種が確認されております。

次に、植物についてです。事業計画地周辺には藻場、干潟はなく、大阪湾で一般的に見られる植物プランクトン、付着生物などが確認されました。環境省レッドリストなどに指定される重要な種は確認されませんでした。

生態系につきましては、事業計画地は大阪湾岸エリアの中心にある大阪港に位置する貯木場内であり、地域を特徴づける海域生態系を構成する主要な生息基盤として、護岸と浅海域というところになります。注目種としましては、上位性でハヤブサ、典型性でボラなどがあげられました。

景観につきましては、事業計画地周辺の景観は港湾施設が広がっており、景観の保全上特に配慮を必要とされる史跡・名勝はございませんでした。

続いて各項目の予測評価の結果についてご説明いたします。大気質については、建設機械の稼働および工事関連車両の走行による影響を予測しました。予測項目はそれぞれ二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とし、建設機械の稼働による影響では、二酸化窒素の日平均値の年間 98 パーセント値は 0.037～0.045 ピーピーエム、浮遊粒子状物質の日平均値の 2 パーセント除外値は 0.055～0.05 ミリグラムパー立方メートルと予測されました。また、工事関連車両の走行による影響につきましては、二酸化窒素の年間 98 パーセント値は 0.038 ピーピーエム、浮遊粒子状物質の 2 パーセント除外値につきましては 0.054 ミリグラムパー立方メートルと予測されております。いずれの地点におきましても環境基準を満たすと予測され、影響は小さいものと考えられます。

続いて水質の予測評価の結果になります。埋立地の存在による影響につきまして、将来の埋立地による水質変化を把握するため、将来濃度から現況濃度を差し引いた差濃度分布を予測した結果、埋立地が存在することによって周辺海域では水質濃度が変化するものの、その範囲は埋立地周辺にとどまっており、影響は小さいと考えております。土地の改変による影響につきまして、埋立工事による濁り発生量が最大になる工事着手後 6 ヶ月目の工事施工位置における濁り発生量を予測した結果、濁りの影響範囲は、施工区域周辺の大阪港内奥部に限られまして、10 ミリグラムパーリットル以上の高濃度は、工事施工地点近傍に留まると予測され、影響は小さいと考えております。

続きまして底質です。埋立地の存在に伴う富栄養塩類等の底質の変化の影響について予測した結果、事業計画地周辺水域では水質の変化が事業計画地の近傍に留まっており、有機物等の堆積が現状から著しく増加する可能性は小さく、影響は小さいと考えております。土地の改変による影響について、埋立工事による底質変化の影響について定性的に予測した結果、護岸の工事に伴う水底の底質の攪乱はあるものの当該水域の底質の有害物質は現地調査により基準以下と確認されており、予測地域の土地の改変後の底質も基準値以下になると予測され、影響は小さいと考えております。

続きまして騒音です。騒音につきましては、工事中の建設機械の稼働により発生する騒音の敷地境界での騒音レベル、こちらが最大で 80 デシベルと予測され、特定建設作業に係る騒音の規制基準値を下回っており影響は小さいと考えております。工事関連車両及び「南港発電所更新計画」における発電所関係車両の走行による道路交通騒音の増分は 0.9～1.4 デシベルと予測され、全地点で環境保全目標を下回っており、影響は小さいと考えております。

振動についてです。工事中の建設機械の稼働により発生する振動の敷地境界での振動レベルは、74 デシベルと予測され、特定建設作業に係る振動の規制基準値である 75 デシベルを下回っており、影響は小さいと考えております。工事中の工事関連車両及び「南港発電所更新計画」における発電所関係車両の走行により発生する振動の影響は、全ての地点において環境保全目標を下回っており、人間の振動の感覚閾値である 55 デシベルを下回ると予測され、影響は小さいと考えております。

続いて低周波音、廃棄物、水象についてです。まず、低周波音につきましては、工事中の建設機械の稼働により発生する低周波音圧レベルは 82～89 デシベルと予測され、一般環境中に存在する低周波音圧レベルの 90 デシベルを下回っており、影響は小さいと考えております。

次に廃棄物ですが、土地の改変により発生する廃棄物・残土が事業計画地周辺に及ぼす影響について、事業計画により予測した結果、廃棄物等の発生量を抑制し、発生する廃棄物を適正に処理する等、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう配慮する計画であり、影響は小さいと考えております。水象ですが、埋立地の存在に伴う流速変化の影響について、潮流・水質汚濁による数値計算により予測しました。予測の結果、周辺水域の流れの様相を大きく変化させることはなく、また、周辺水域において流量等の流況に著しい影響を及ぼすことはないと予測され、影響は小さいと考えております。

次に動物・植物・生態系になります。

動物につきましては埋立地の存在、建設機械の稼働及び土地等の改変に伴う重要な種への影響について、現地調査結果、生態特性、事業計画及び環境の保全及び創造のための措置を踏まえて予測した結果、陸域動物ではコアジサシやミサゴ、ハヤブサなどの鳥類 13 種、海域動物につきましてはアユについて、環境の保全のための措置を確実に実施することで、影響は小さくなると考えております。

植物についてですが、埋立地の存在及び土地等の改変に伴う海域植物の重要な種への影響について、現地調査結果等を踏まえて予測することといたしましたが、海域植物の重要な種は確認されませんでした。生態系につきましては埋立地の存在及び土地等の改変に伴う海域生態系の重要な種への影響について、現地調査結果等を踏まえて予測した結果、海域生態系の重要な種として、上位性であるハヤブサや典型性であるボラ等の 4 種に対する生息、採餌、繁殖環境への影響は小さいと考えております。

景観についてになります。埋立地の存在に伴う景観への影響について、主要な視点場か

らの現況の眺望写真及び施設完成後のフォトモンタージュを作成し、事業前後の景観を比較しております。下の写真はさきしまコスモタワー展望台からの景観になります。左の写真は現況の写真、右は埋立後の景観のフォトモンタージュをお示ししております。写真中央、右の写真中央に事業計画地周辺が存在することになりますが、埋立地である在来臨海部及び新臨海部は、港湾関連施設が立地しているため、周辺の景観との違和感はなく、現況の景観を悪化させるものではないと予測され、影響は小さいというところで考えております。以上までが各項目の予測評価の結果になります。

今までの予測評価の結果を踏まえ、本事業では、環境の保全及び創造のために、以下に示す環境保全上の措置を講じることとしております。まず工事計画の策定にあたりましては、可能な限り最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機械の使用等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策の実施に努めます。工事関連車両の走行にあたりましては、歩道が整備された幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の時間帯に集中することがないように、車両走行ルート of 適切な選定、走行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策の実施に努めます。事業計画地内に整備する道路には、緑地帯を設けることとし、その植栽樹種の選定にあたりましては、自然植生への配慮に努めます。

廃棄物に関する計画についてです。建設副産物の再利用の促進を図るとともに、公共建設事業の円滑な推進を図るため、本市の建設工事に伴う発生成土のうち減量化、再利用してもなお、処分が必要となる陸上発生成土を埋立土砂として有効に活用いたします。事業計画地内で発生したコンクリートがらにつきましては、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図ります。方塊、碎石及び中詰砂については、再資源化施設へ搬出すること等により、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上を図るとともに、再利用可能な材料につきましては、護岸築造の材料として再利用を検討いたします。廃棄物の処理・処分にあたりましては、法令に定められた基準等に基づき、適正に処理するとともに、輸送の際は住居地域が少ないルートの選択や廃棄物の搬出時にはシートで覆う等の飛散防止に努め、周辺地域の生活環境に十分配慮するものいたします。

環境影響評価のまとめになります。本事業の実施に伴い影響が考えられる環境項目について予測評価を行った結果、埋立地の存在及び埋立工事が環境に及ぼす影響はいずれも軽微であると考えております。また、本事業は「瀬戸内海環境保全特別法」の規定について

十分配慮しており、この規定に抵触することのないよう十分に配慮して事業を進めてまいります。今後は関係者の意見を聞きつつ所定の手続きを進め工事に着手することとしてまいります。

事後調査の方針になります。本事業の実施にあたりましては、着工後におきましても、環境への影響を継続的に把握する必要がある項目について、事後調査を実施する計画としております。具体的には、表に記載の建設機械の稼働状況や水質、騒音・振動、低周波音、廃棄物・残土を予定しております。事後調査の結果、万が一、顕著な環境影響が認められた場合には、関係機関と協議の上、適切な対策を検討し、実施してまいります。

最後に方法書段階における住民の方や市長意見についてです。方法書に対する住民の方からの意見書の提出はございませんでした。市長意見につきましては、表に示すとおりでございます。水質・底質、騒音・振動、低周波音、景観について意見をいただいております。いただいた意見につきましては、こちらの表の右の事業者見解に示す通り、現地調査や予測評価などで対応し、準備書に記載しております。

環境影響評価の内容につきましては以上になります。

【貫上会長】 はい、どうもありがとうございました。それではまた同じように委員の皆様方からご意見をいただきますが、ご質問等ございましたらお願いいたしますが、まず、欠席された委員の方からのご質問とか何かございましたでしょうか。

【事務局】 事務局ですけど、本件につきましても特にご意見ご質問等はございませんでした。

【貫上会長】 わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、ご参加いただいている委員の皆様方から、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【荒木委員】 すいません荒木ですけど、1つよろしいでしょうか。

【貫上会長】 どうぞ。荒木委員ですね。

【荒木委員】 今日のご説明ではなくて、要約書の記述について少し教えていただきたいことがございまして、例えば45 ページの中頃の1つ目のところで、水質・底質に及ぼす影響を低減させるため、埋立地は、岸壁の整備及び貨物取扱用地・流通施設用地の整備のために必要な最小限の面積とするという文言がございます。

この中ほどの、中黒のところなんですがこの、埋立地を必要な最小限の面積とするってこれどういう事なんですか。趣旨がよくわからなかったもので、これが何を意味するのかということだけお聞きしたいです。

【貫上会長】 はい、事業者の方いかがでしょうか。

【事業者】 はい、こちらにつきましては、今事業計画地内の、他に余計な埋立ですとか、そういったことはしないという意図でございます。

【荒木委員】 いや、埋立する面積は決まっているのではないのですか。それか何か埋立する面積を減らすことってできるんですか。

【事業者】 いえ、埋立する面積はおっしゃる通り決まっているものでございます。

【荒木委員】 決まってるんだったら必要な最小限にどうやってするのですか。日本語として、私よく分からなかったもので。

【事業者】 表現方法、理解の仕方があるかと思うんですけども、無駄な埋立をしないというような意図かと思います。

【荒木委員】 もしかしたら私の方が日本語として誤解しているのかもしれませんが、また改めて聞きます。とりあえず結構です。

【貫上会長】 おそらく必要な最小限度の面積で事業面積を設定していますということじゃないですか？

【事業者】　そうです。

【貫上会長】　だからこれは可能な限り影響の低減に努めるということですが、最小限度のものを事業面積として、設定していますということを言いたいということですよ。

【事業者】　はい、ご認識の通りでございます。

【貫上会長】　荒木委員、そういう理解でよろしいですか。

【荒木委員】　そういう理解であれば、それでも構いませんが、ただ、それであれば、このような保全対策を実施するというのは、ちょっと言い方がおかしい気がしますが、結構です。

【貫上会長】　はい、わかりました。お二方、手が挙がっていますが、まずお手が挙がったのは岡崎委員でしょうか。

【岡崎委員】　はい。

【貫上会長】　岡崎委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

【岡崎委員】　動物とか植物の予測評価の結果の説明のスライドのところでお聞きしたいんですけど、今回、動植物、あまりこう、特殊なものは出てこなかったとは思いますが、この動物のところで、海域の動物と鳥の話かと思うんですけども、環境の保全のための措置を確実に実施するってあるんですが、具体的にどのようなことを実施するということになっているのでしょうか。ここでもし今、ご説明いただければ、ありがたいんですけども、個別の後の会議でも構いませんが。

【事業者】　はい。スライドにはお示ししてございましたが、今、要約書にお示ししているところが、動物・植物・生態系の保全措置となっております。例えば、埋立地の存在に当たりましては、こちら先ほどのご質問と被るところにはなりますけれども最小

限の面積とするというところが1つ。それと、周辺環境への影響の少ない工法の採用ですとか、そういったところも配慮というところですね。あとは、埋立工事をするというところですので、汚濁防止膜等を使いまして、濁り等を抑制するというところを保全措置として掲げております。あとは、建設工事中も騒音振動とかが発生しまして、生態系などに影響を与えないようにするという工法の採用を行うとか、あとは、コアジサシにつきましては、環境省が公表している「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」というものに基づきまして、営巣防止策を実施するとか、そういったこちらに掲げております保全措置を想定してございます。

【岡崎委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【貫上会長】 はい、よろしいでしょうか。では、もう1人、松井委員のお手が挙がっていますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【松井委員】 ありがとうございます。今の岡崎委員の意見にも重なるところがあるんですけども、ご存知のように大阪湾のネイチャーポジティブというのが、ものすごく社会的にも注目されている背景があるじゃないですか。それでスライド24を見せていただきたいんですけども。スライド24のこのところには埋立行為、護岸と埋立に伴って、そのネイチャーにネガティブなインパクトが極力生じないようにするというところで、ネイチャーネガティブの話は評価されていると思うんですけども、社会的な期待としては、ネガティブな影響は最小限になりつつも、この護岸並びに埋立地が存在することによって、自然が2030年までに回復基調に乗るというのが国際目標としても求められ、期待されているという部分があると思うんですね。その観点から言うと、例えば、エコ、共生型、いわゆるエコ護岸であったり、人工干潟であったり、藻場の再生みたいなネイチャーポジティブ的要素というのはこの事業にあるような感じなんではないでしょうか。

【事業者】 はい、そうですね。本事業が内湾であるというところですか、経済性防災性といった観点とかを踏まえまして、複数案の比較検討を行って、まず構造としましては、直立護岸を採用しているというところがございます。今おっしゃられた生物共生型護岸ではないんですけども、直立護岸でありまして、例えば護岸の前面に、基礎捨石のマウ

ンドを配置しまして、当該環境に生息する多くの生物が生息可能な空間を創造できるようなという配慮を行うことで、ポジティブ的な環境配慮を行うという予定としております。

【松井委員】 ご説明ありがとうございます。この事業というものにそういうポジティブ的なものが生み出されるというのも期待が大きいので、そのところをしっかりと外向けに説明できるように、ぜひお進めいただけたらなと思いました。ありがとうございました。

【事業者】 はい、ありがとうございます。

【貫上会長】 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら2つ目の議題につきましても以上とさせていただきたいと思います。事業者の方々、ありがとうございました。

事業者の方がもう退出されたようでございますので、それでは、今後、皆様方で、審議をしていただくにあたりまして、議題1及び議題2の両方につきまして、今後の進め方について、資料5の部会構成をお示しいただいています。一部で合同部会という形で設定していただいておりますけれども、その内容で検討を進めていただきたいなと思っております。

まずは事務局の三原課長様からご説明の程よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 会長ありがとうございます。今、会長のご説明にもありましたように、本日のこの2つの議題につきましての審議の進め方でございますが、今画面に投影していますように、一部合同部会としまして「総括部会」、「騒音振動部会」、「大気・悪臭合同部会」、「陸生生物・水生生物合同部会」、「景観部会」、「水質廃棄物部会」においてご検討を進めていただきたいと考えております。事務局としては本年の7月を目途に、答申を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

【貫上会長】 はい、ありがとうございます。今、事務局からご提案にありました資料5の部会の運営という形あるいは答申までの審議ということで、7月上旬を目途ということでございますが、これにつきまして、何か委員の皆様方からご質問等ございますでしょうか。

か。

よろしいでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、本日の議題につきましては以上ということで終了させていただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【司会】 本日は貫上会長をはじめ、委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席・ご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。これをもちまして本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【貫上会長】 ありがとうございました。審議の方よろしく願いいたします。